

樺太廳職員特別任用令中改正件

(參照添附)

秘

大正二年十二月十七日會議議案
決議

勅令第 號

樺太廳職員特別任用令第一條中「樺太」
支廳長ヲ「樺太廳理事官」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際ニ限り樺太廳理事官ハ樺
太廳文廳長ノ職ニ在リタル者ノ中ヨリ

之ヲ任用スルコトヲ得

参照

○ 横太廳職員特別任用令

明治四十年三月
勅令第三十六号

第一條 横太支廳長、横太廳理事官ハ、滿五年以上行政事務ニ從事シ現ニ判任官四級俸以上ノ官職ニ在ル者ニ限り文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際ニ限り横太廳理事官ハ、横太廳支廳長ノ職ニ在リタル者ノキヨリ之ヲ任用スルコト

トヲ得

秘

樺太廳官制中改正ノ件外一件審査報告
謹テ今回御諮詢ノ樺太廳官制中改正ノ件外一
件ヲ審査スルニ樺太廳官制中改正件要旨ハ(一)
先般各官廳ニ就テ行ヒタル行政整理ノ標準ニ
依リ樺太廳ニ於テモ其ノ職員ヲ減少シ(二)從來
ノ第一部第二部及第三部ノ名稱ヲ改メ内務部
拓殖部及警察部トナシ事務官支廳長及通譯官
ヲ廢シ内務部長以下ノ部長及理事官ヲ置キ且
支廳長ヲ職名トシ理事官又ハ属ヲ以テ之ニ充
ツルコトト為シ(三)樺太守備隊司令官ハ先般撤

廢セラレタルヲ以テ樺太長官ハ守備隊司令官
タル陸軍將官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得ル
規定ヲ削除シ且長官ハ兵力ヲ要スルトキハ師
團長ニ移牒シテ之ヲ要求スルコトトシ(四)長官
事故アルトキハ從來第一部長タル事務官其ノ
職務ヲ代理シ長官及第一部長タル事務官共ニ
事故アルトキハ他ノ事務官ノ一人ヲシテ代理
セシムルノ制ヲ改メテ官等順序ニ従ヒ部長
之ヲ代理スルコトトシ且長官部長共ニ事故ア
ルトキハ他ノ高等官ノ一人ヲシテ代理セシム
ルコトトシ(五)其他右ノ改正ニ伴ニ條文ノ整理
ヲ行ハムトスルナリ次ニ樺太廳職員特別任用
令中改正ノ件ハ同廳官制ノ改正ニ依リ理事官
ヲ以テ支廳長ニ充ツルコトトセルヲ以テ從來
ノ樺太支廳長ノ特別任用ノ規定ヲ真ノ儘理事官
ニ適用シ得ルコトニ改メ且此ノ際ニ限り從來支
廳長ノ職ニ在リタル者ノ中ヨリ理事官ニ任用
シ得ルノ規定ヲ置カムトスルモノニシテ二件
共別ニ支障ノ無ナキヲ以テ此ノ儘可決セラレ
然ルヘキモノト思料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

大正二年十二月十三日

樞密院書記官長下岡忠治

樞密院議長公齋山縣有朋殿